

改正

平成20年3月21日条例第15号
平成23年3月23日条例第7号
平成23年6月29日条例第20号
平成25年6月27日条例第42号
平成26年12月15日条例第41号

岸和田市総合体育館条例

(設置)

第1条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資するため並びに文化的な集会及び催物の場を提供するため、岸和田市総合体育館（以下「総合体育館」という。）を岸和田市西之内町45番1号に設置する。

(管理)

第2条 総合体育館の管理は、岸和田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(使用時間及び休館日)

第3条 総合体育館の使用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）においては、午前9時から午後5時までとする。

2 総合体育館の休館日は、次の各号のいずれかに該当する日とする。

- (1) 毎週月曜日。ただし、月曜日が休日に当たる場合を除く。
- (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認める場合は、使用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

(使用の許可)

第4条 総合体育館を使用しようとする者は、規則で定めるところにより教育委員会に申請し、その許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、総合体育館の用途及び目的を妨げない範囲内において、総合体育館の設置目的以外の使用を許可することができる。

(使用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合体育館の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設若しくは附属設備又は備品を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他教育委員会が施設の使用を制限する必要があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対して当該使用許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市はその責めを負わない。

- (1) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) この条例又はこれに基づく規則に違反すると認めるとき。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特に認める場合においては、後納することができる。

(使用料の減免及び還付)

第8条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、使用料を免除し、又は減額することができる。

2 教育委員会は、使用者の申出により当該使用許可を取り消したときその他特に必要があると認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、その使用の権利を譲渡し、又は許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(特別の設備)

第10条 使用者は、総合体育館の使用に際し、特別の設備を設け、又は備付け以外の器具、備品等を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、施設の管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、特別の設備を設置させることができる。

(原状回復義務)

第11条 使用者は、使用を終了したとき(第6条の規定により使用の許可を取り消された場合を含む。)は、直ちに使用場所を原状に復さなければならない。

2 前項の規定による原状回復に要する費用は、使用者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 使用者が故意又は過失によって、施設若しくは附属設備又は備品を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、教育委員会が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 総合体育館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第3条の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、総合体育館の使用時間を変更し、又は休館日を変更し、若しくは別に定めることができる。

(指定管理者の行う業務)

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、法令により特別の定めがあるときは、この限りでない。

(1) 総合体育館の利用に関する業務

(2) 総合体育館の利用の料金(以下「利用料金」という。)の收受に関する業務

(3) 利用料金の減免及び還付に関する業務

(4) 総合体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) 総合体育館で実施する事業の運営に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、総合体育館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務

2 指定管理者が前項第1号の業務を行う場合においては、第4条第1項、第5条、第6条及び第10条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」としてこれらの規定を適用する。

3 指定管理者が第1項第3号の業務を行う場合においては、第8条の規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」として同条の規定を適用する。

(利用料金)

第15条 第13条第1項の規定により総合体育館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第7条の規定にかかわらず、使用者は、利用料金を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に認める場合においては、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料金の額を変更しようとする場合もまた同様とする。

3 教育委員会は、前項の承認を行ったときは、速やかに利用料金の額を告示するものとする。

(その他)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に附則第3項の規定による改正前の岸和田市都市公園条例(昭和41年条例第15号)の規定によりした処分、手続その他の行為であつて、この条例に相当の規定があるものは、この条例の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(岸和田市都市公園条例の一部改正)

3 岸和田市都市公園条例の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成20年3月21日条例第15号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 4 第4条の規定による改正後の岸和田市総合体育館条例別表第4項及び第5項の規定は、平成20年7月1日以後の岸和田市総合体育館の会議室等及び総合体育館に附属する設備、備品等（以下これらを「会議室等及び設備等」という。）の使用に係る使用料について適用し、同日前の会議室等及び設備等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月23日条例第7号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月29日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月27日条例第42号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月15日条例第41号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

1 専用（団体）使用料

区分	単位	平日		土曜日、日曜日又は休日	土曜日又は特別に開館する場合における日曜日若しくは休日		
		9：00 ～ 18：00	18：00 ～ 21：30	9：00 ～ 17：00	17：00 ～ 18：00	18：00 ～ 21：30	
		メインアリーナ	全面	1時間	4,500円	6,000円	5,400円
	1 / 3面	1時間	1,500円	2,000円	1,800円	1,800円	2,400円
サブアリーナ		1時間	1,500円	2,000円	1,800円	1,800円	2,400円
武道場	全面	1時間	1,500円	2,000円	1,800円	1,800円	2,400円
	1 / 2面	1時間	750円	1,000円	900円	900円	1,200円
弓道場		1時間	1,200円	1,500円	1,400円	1,400円	1,800円
多目的室		1時間	1,000円	1,000円	1,200円	1,200円	1,200円

備考

- 1 この表に規定する金額（以下「基本料金」という。）は、アマチュアスポーツ又は保健事業に使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合に適用する。
 - 2 メインアリーナ、サブアリーナ、武道場又は弓道場をアマチュアスポーツ又は保健事業に使用する場合において、使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金の4倍の額を徴収する。
 - 3 メインアリーナ、サブアリーナ、武道場又は弓道場をアマチュアスポーツ又は保健事業以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の8倍の額を、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
 - 4 多目的室をアマチュアスポーツ又は保健事業以外のものに使用する場合は、基本料金の2倍の額を徴収する。
 - 5 事業の準備又は後片付けのために使用する場合の使用料は、備考2から備考4までに規定する額の2分の1の額とする。
 - 6 この表に規定する時間帯以外の時間帯において、特に事業の準備又は後片付けのための使用が認められた場合の使用料は、備考5の規定を適用せず、使用する時間帯に隣接する時間帯の区分により、備考1から備考4までに規定する額を徴収する。
 - 7 使用時間に1時間未満の端数が生じたときの使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 30分以内の場合は30分とし、備考1から備考6までに規定する額の2分の1の額を徴収する。
 - (2) 30分を超える場合は1時間とし、備考1から備考6までに規定する額を徴収する。
- 2 共用（個人）使用料

(1) メインアリーナ及びサブアリーナのコート使用料

単位	使用料（コート用備品を含む。）	
	卓球	バドミントン
1面1時間につき	300円	500円

(2) 弓道場の使用料

単位	使用料	
	一般	中学生以下
1人1時間につき	150円	80円

(3) 多目的室の使用料

単位	使用料（コート用備品を含む。）	
	卓球	
1面1時間につき	300円	

(4) トレーニングルームの使用料

区分	単位	使用料	
定期利用	1人1月	一般	4,000円
		高校生・60歳以上・障害者	3,000円
1回利用	1人1回	一般	700円
		高校生・60歳以上・障害者	500円

備考 この表において「障害者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定による療育手帳の交付を受けている者又は、これと同様の事情にあると市長が認めた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

3 教育委員会が行うスポーツ・健康教室その他の講座の受講に係る使用料

区分	使用料
中学生以下の者のみを対象とした講座	講座を受講する者1人につき講座の開催計画日数に150円を乗じて得た額
上記以外の講座	講座を受講する者1人につき講座の開催計画日数に300円を乗じて得た額

4 会議室等使用料

区分	単位	使用料	
		アマチュアスポーツ又は保健事業に使用する場合	アマチュアスポーツ又は保健事業以外に使用する場合
会議室1	1時間	500円	1,500円
会議室2	1時間	500円	1,500円
応接室	1時間	3,000円	6,000円
チケット売場	1時間	500円	1,000円
控室1	1時間	100円	300円
控室2	1時間	100円	300円

5 総合体育館に附属する設備、備品等の使用料

(1) 冷暖房設備

区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
メインアリーナ （フロア全面及び観 覧席）	1時間	15,000円	メインアリーナ （フロアのみ全面）	1時間	12,000円
メインアリーナ （観覧席のみ）	1時間	3,000円	サブアリーナ	1時間	4,000円

武道場	1時間	2,000円	弓道場	1時間	2,000円
多目的室	1時間	800円	会議室 1	1時間	300円
会議室 2	1時間	300円	応接室	1時間	500円
チケット売場	1時間	300円	控室 1	1時間	100円
控室 2	1時間	100円			

(2) スポーツ備品、器具等

区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
バスケットゴール (移動式)	一式1回	500円	バスケットゴール (固定式)	一式1回	200円
バレーボール用具 (ポール・ネット・アンテナ・カバー)	一式1回	200円	ハンドボール用具 (ゴール・ネット)	一式1回	200円
テニス用具 (ポール・ネット)	一式1回	200円	バドミントン用具 (ポール・ネット)	一式1回	100円
ソフトバレー用具 (ポール・ネット・アンテナ)	一式1回	100円	卓球用具 (台・サポート・ネット)	一式1回	100円
パワーリフティング 競技用具	一式1回	1,000円	トランポリン用具	一式1回	1,000円
バレーボールマシン	一式1回	500円	テニスマシン	一式1回	500円
卓球マシン	一式1回	500円	バスケットボールオ フィシャル器具	一式1回	500円
バスケットボールオ フィシャルテーブル	一式1回	200円	審判台 (バレーボール用)	1台1回	200円
審判台 (卓球・バドミント ン・テニス用)	1台1回	100円	防球フェンス	1枚1回	30円
柔道畳	1面1回	1,000円	空手マット	1面1回	1,000円
土俵マット	一式1回	200円	土俵シート	一式1回	500円
ソフトマット	1枚1回	200円	マット(大)	1枚1回	200円
マット(小)	1枚1回	100円	固定式電光得点板	一対1回	1,000円
移動式電光得点板	一対1回	1,000円	手動式得点板 (バレーボール・バス ケットボール等用)	1台1回	100円
卓球用得点板	1台1回	100円	武道用得点板	1台1回	200円
デジタルタイマー	1台1回	500円	武道用対戦ボード	1台1回	200円
スポーツタイマー	1台1回	100円			

備考 単位欄中の回数は、3時間以内の使用時間をもって1回とする。

(3) その他の設備、備品等

区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
フロアシート	1枚1日	200円	テーブル	1脚1回	50円
補助いす	1脚1回	20円	長いす	1台1回	50円
電動ステージ	一式1日	5,000円	仮設ステージ	一式1日	5,000円
演台・花台	一式1日	1,000円	バトン	1本1日	1,000円
可動式いす (306席又は297席)	1/4ブロッ ク1日	10,000円	可動式いす (1,206席)	全ブロッ ク1日	30,000円
調整室設備	一式1回	5,000円	放送設備 (メインアリーナ)	一式1回	1,500円
放送設備	一式1回	1,000円	放送設備	一式1回	500円

(サブアリーナ)			(武道場)		
放送設備 (弓道場)	一式1回	500円	放送設備 (会議室)	一式1回	500円
ビデオプロジェクター	一式1回	500円	オーバーヘッドカメラ	一式1回	500円
シーリングライト	一式1回	2,000円	ボーダーライト	一式1回	1,000円
スポットライト	一式1回	1,000円	スモークマシン (スモークジュース分は含まず。)	1台1日	1,000円
オーロラマシン	1台1日	1,000円	ストロボ	1台1日	500円
太鼓	一式1日	500円	床(館内)	1㎡当たり1日	400円
土地(館外)	1㎡当たり1日	200円			

備考 単位欄中の回数は、3時間以内の使用時間をもって1回とする。